

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人誠井会介護部

1 要旨

- ① 本指針は、医療法人誠井会介護部における高齢者虐待防止への取り組みについて取り扱う
- ② 本指針は、高齢者虐待防止に向けての検討ならびに高齢者虐待による弊害の的確な認識、高齢者虐待を発見した際に必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とする

2 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする

また、高齢者虐待は高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪するような犯罪行為であり、心や身体に深い傷を負わせるような65歳以上の高齢者に対する「養護者（高齢者を現に養護する者）」及び「要介護施設従事者等」による次の3に定義される行為をいう

3 虐待の定義

- ① 身体的虐待：暴力行為などで身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的継続的に遮断する行為
 - ② 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
 - ③ 心理的虐待：脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的情緒的苦痛を与えること
 - ④ ネグレクト（介護や世話の放棄）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族がその提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
 - ⑤ 経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の仕様を理由なく制限すること
 - ⑥ セルフネグレクト：自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと
- ※このほか65歳未満の方が上記のような虐待を受けている場合や独居高齢者等のセルフネグレクト（自己放任）も高齢者虐待に準じた対応が求められる

4 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むため「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。なお、高齢者虐待防止委員会は身体拘束廃止委員会と一体的に運用する

（1）高齢者虐待防止委員会の構成委員

委員会の委員は法人内介護部各事業所より年度毎で管理者が選出し、委員長は委員の中から選出する。なお、委員は身体拘束廃止委員を兼ねることとする

（2）委員会の開催

委員会は、身体拘束廃止委員会と一体的に行い、身体拘束廃止委員会と高齢者虐待防止委員会を隔月で開催する。また、必要に応じて委員長の権限で委員会を開催することが出来る

（3）委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の発生原因分析と再発防止策に関すること。

（4）高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者は、各事業所の高齢者虐待防止委員とする

5 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する

- （1）定期的な研修の実施（年1回以上）
- （2）新任職員への研修の実施
- （3）その他必要な教育・研修の実施
- （4）実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（1）虐待等が発生した場合は、速やかに霧島市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する

（2）緊急性の高い事案の場合は、霧島市及び霧島警察署等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する

8 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者及び管理者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者及び管理者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する

9 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する

10 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を苦情解決責任者に報告する
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告する

11 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務所に備え付ける

12 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

附 則

令和6年10月16日 改訂施行